

令和8年5月25日

令和8年

第5回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

令和8年5月25日（月曜日）午後2時から

1 出席委員（5名）

小 黒 仁 史	教育長
出 張 吉 訓 委 員	教育長職務代理者
高 橋 幸 子 委 員	
北 内 英 章 委 員	
藤 井 大 吾 委 員	

2 出席職員（10名）

教育総務部長	山 田 良 司
教育総務課長	松 田 真由美
教育施設担当課長	小野澤 行 平
学務課長	八 木 弘 樹
学校健康推進担当課長	林 洋 一
指導課長 （幼児教育センター所長 兼務）	木 下 健太郎
指導企画担当課長	古 川 大 輔
学校支援担当課長	神 谷 浩 平
教育センター所長	高 野 耕 治
大田図書館長	杉 村 由 美

(午後2時00分開会)

○教育長

それでは、ただいまから、令和8年第5回大田区教育委員会定例会を開会いたします。
なお、深澤委員につきましては、あらかじめ本日欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日は、傍聴希望者がおります。

委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○教育長

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または、拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に藤井委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第1は、「教育長の報告事項」でございます。

○教育長

それでは、私のほうから本日は2点報告いたします。

1点目は、一昨日23日、土曜日に行われました、小中学校における運動会の視察についてでございます。

当日は、前日の雨から少し肌寒さを感じる気候でしたけれども、多くの小中学校で運動会が開催されました。私は、小学校3校、中学校2校の運動会を見てまいりました。

小学校の運動会につきましては、コロナ禍の影響を受けて縮小されていたものが、各学校の状況によりまして、だんだんかつての状況に戻りつつある、そういう中で実施されているのかなというふうに思いました。

小学校の運動会というと、かつては万国旗とかこどもたちが作った旗が飾られ、また、赤白に分かれる運動会の歌が歌われたり、応援団の応援合戦があったり、また紅白リレーとか全校競技があったりして、かなり盛りだくさんな内容でございました。

そういう、かつての運動会から見ると、少しおとなしい小学校の運動会かなという変化

を感じたところでございます。

私としては、運動会のそういう行事の中で、こどもたちがそれぞれのよさとか、個性を発揮して活躍する、それを楽しみにして成長する、そういう機会になるのではないかなというふうに思っています。

先生たちも、こどもの普段の教科の学習とはちょっと違った熱意を持って取り組んでいらっしゃるのかな、そういうような全校を挙げて楽しみ、こどもたちが活躍する学校行事の良さというのがあるのかなというふうに思いました。

中学校の運動会のほうも見てまいりましたが、これは全員リレーですとか、競技、本当に中学生、小学生に比べるとかなり体も大きくなって、迫力もあるのですが、一生懸命競技するところが非常に頼もしくというのですかね。また、それを応援する姿も非常に熱があって盛り上がっていたかなというふうに思います。体も大きく成長して、走る姿なんかもね、非常に力強さを感じます。

中学校の運動会は、かつてよりもそういうふうに何か競技性というのですかね、盛り上がっているのかなというように感じました。

思春期を迎えて、自分を確立していくような時期、友達とともに競技に取り組むとか、大変やはり中学生にとっても重要な大事な体験で、人間形成にとってもよい行事であるかなというふうに思います。

これから運動会がどのようにまた展開していくのか、これはやはり社会の変化、そういう場に影響されると思いますけれども、運動会の意義、役割、そういうものを改めて捉え直しながら、続けていくことが大事なのかなというふうに思っています。

2点目の報告は、4月から就任された、または他区からの転入の校長先生方の学校を訪問しております。

小学校7校、中学校5校について訪問させていただきました。いずれの先生も、新たな学校で学校経営に意欲を持って取り組んでいらっしゃる様子がうかがえました。

私のほうからも話をさせていただくのですけれども、まずは、こども、それから教職員、保護者、地域などの学校の状況を十分に理解していただくことが、大切ではないかなというお話をさせていただきました。

大田区も地域ごとに特色があり、そこに住んでいる方がいらっしゃって期待もあります。そういうことをしっかりと理解した上で、経営していただきたいこと。また、ご自身の経営ビジョンを伝えていくのですけれども、まずは理解することが大事ではないかなということを発表させていただきました。

やはり学校の持っている教育の目標とか、そういう取組を、生徒、保護者や地域の人たち、そういう思いを一つにしてベクトルをそろえていくということが大事でないか、そういう作業を丁寧に担っていただきたいことを伝えてまいりました。

各学校の状況、お話を聞いてみると、こどもの状況、保護者の状況、教員の状況、それぞれにやはり課題はありますし、大きいかなというふうに思っています。

そういう課題に校長として向かい合うわけですが、さらに教育委員会のほうが、それをしっかりときめ細かくバックアップしていくということが、大事ではないかなというふうに思っています。

ある校長先生は、やや都心のほうの区から来たのですけれども、前区では大変に保護者

の要望であるとか、こどもの状況に本当に苦労したということをおっしゃっていました。大田区に来て、地域が温かく応援してくれる。または、こどもたちが大変に素直でいる状況に、本当にほっとしていますというようなことを言っていただいています。

教員のほうの授業力であるとか、様々な問題がありますけれども、各学校もそういう課題を把握して、教育委員会としてサポートしていきたいというふうに思っているところでございます。

それでは、何かご質問、またはご意見、ご報告がありましたらお願いします。

○高橋委員

5月23日、私も運動会を見学させていただきました。午前中に六郷中学校にまいりました。教育長がおっしゃったように、ちょっと肌寒い日でしたが、生徒たちの熱気がとても伝わってきました。

運動会のスローガンを「NO Limits、燃焼しろ六郷」として、実行委員長の挨拶では六郷の部分みんなで声高らかに唱和し、力強さを感じました。

各学年の全員リレーや大縄跳びなど、会場にいる全員に応援されて、生徒たちのやる気、元気、根気を感じた運動会でした。

午後は、大森第十中学校にまいりました。スローガンは、「本気に76、熱く燃やせ僕らの物語」でした。

3年生のムカデ競走は、クラスを半分ずつトラックを半周するもので、長い列を進める難しい競技でしたが、声を掛け合って取り組んでいました。

応援パネルを16クラスの前に掲げ、競技の表彰と投票によるパネル表彰も発表され、盛り上がりました。

閉会式の後で先生から話があり、各クラス2名の実行委員と係の生徒たちを紹介しましたが、これほど多い人数で運動会を盛り上げていたことに感動いたしました。

2点目は、小学五、六年生対象、令和8年度リーダー講習会が開講しました。蒲田地域では、テーマを「発見！体験！羽ばたけ、目指せリーダーを」としています。

講習会を修了した中学生、高校生達ホワイカーのメンバーが班付きになり、受講生をフォローして、関わってくれます。

今回は、講習会を通して手話を学べるプログラムもあります。他校のこどもとの触れ合いや、12月まで8回の講習を体験し、成長する様子が楽しみです。

○教育長

ほかに。

○北内委員

今年も志茂田中学校と田園調布小学校の学校運営協議会委員を拝命いたしました。一昨日の土曜日、田園調布小学校で協議会があり、公開授業だったのでこどもたちの様子を見てきました。

4月に入学した1年生のこどもたちも、椅子にきちんと座って楽しく授業を受けていま

した。また、1年生から6年生、どのクラスも学ぶ姿勢がみなさんできていました。

6年生の授業では、本区が進めるおおたの未来づくりで、シビックアクションを取り入れていました。子育て支援センターをどうやって行政に働きかければつくることできるかということを議論していました。

これは、おおたの未来づくりで、将来の予測が難しい社会で生きていくためには、自分たちでアクションを起こせるこどもを育てないといけないということで、推進している教育です。

引き続き、運営協議会の委員としても、こどもたちを見ていきたいと思います。

○藤井委員

アナフィラキシーショックに対してエピペンを打つというのがありますが、4月16日に点鼻薬ネフィーというものと、てんかんの重積発作を抑える薬で、ジアゼパム、セルシンという薬で、昔からあるけいれん止め、安定剤なのですけども、点鼻薬であるスピジアという薬も、医師以外も緊急に限って使ってよろしいという通知が文部科学省から出ています。

医療機関で処方された、注射薬のエピペンをこどもが携帯している場合に、エピペンを打たないで、重症化して死亡したという症例が以前にあったのですね。

そういうことがありますと、教師の責任問題みたいなことになりかねないので、それに対する教育といいますか、講習といいますか、それを医師会や学校保健会とか、あるいは医師会の学校保健委員会のほうを通して、分かりやすい文面の講演とか、あるいは冊子を作るように医師会のほうでも、今、協議をしております。

一番は、例えばアナフィラキシーの場合、いつ使う、それからこの子に打って良いのか、今、打って良いのかというところで躊躇するものなのですよ。やったことがある人が当然少ないわけですから、今やったほうが良いのか、やらないほうが良いのかという判断を求められてしまうわけですよ。そこが難しいので、それを分かりやすく先生方にお知らせしなくてははいけません。

アドレナリンの注射でも危険は少ないので、もし必要性の乏しいときに打っても、しばらくドキドキしますが、効力はあっという間に消えるのですね。よく、びっくりしたり、ぞっとしてビクッとするときがあるでしょう。毛が逆立つようなとき、あれはアドレナリンが出ているのです。だけど、ずっと収まるでしょう。

1回、肝臓をアドレナリンが通ると、それでかなり不活化されるので、効力はボーンと下がるのです。ただ、薬だからもう少し長く効くようにはなっているけど、効き目は、本当に5分、10分、15分、そういうレベルでしか効かないのです。

すぐに救急車を呼ぶ必要もあるのだけれども、間違っただけでまだ打たなくてよかったなというときに打ったとしても、それでトラブルが起きないから認可されているのです。

もう一つ、てんかん発作に使うスピジア点鼻も、こどもたちが、やはりそれを持っていたとしても、こどもに意識がなくなっている可能性があるのです、いつ使ったら良いのか、やはりこれも難しいのです。

ジアゼパム、セルシンというのは、てんかん発作中にはとてもよく効きますが、たくさん打つと呼吸が抑制されます。

なので、使い方が難しい薬なのだけど、それを安全に使えるようにしているのが点鼻薬なので、先生方が躊躇せずに使えるように講演をしてさしあげたほうが良いかなというふうに思います。

いつ何か起きたときどうしようという不安を先生方が抱える可能性もあるし、うまく使えないと何か後で問題になっていけませんので、その辺の教育といいますか知識を、逆に不安のないような形で、先生方にお知らせする必要があるかなと。医師会も協力しますということになっていますので、よろしくお願いいたします。

○出張委員

質問になりますが、大田区では、運動会は午後まで行っていますか。

○高橋委員

やっています。

○教育長

今回見に行ったところは、午後までやっていますね。

まだ、午前中で終わりというところも、学校規模にかなりよるところもあるのですが、午後もやっています。

○出張委員

私の住んでいる多摩のほうでは、午前中で終わってしまいます。何か元気が出ないように感じます。昔ですと一日実施して、昼など保護者と子どもが一緒にご飯を食べている風景があったのですが、今、そういうのも少なくなり、午前中で終わってしまうのです。そういう面では、大田区では地域と一体になってやっていていいことですので、続けてほしいと思いました。

それから、小学校と中学校が同じ日に実施するのも伝統的なことなのですか。

○教育長

大体が、5月の末が小学校で、6月の中旬が中学校だったのですね。

ただ、かなり暑さがあって、6月になると熱中症だとか、そういう、あと修学旅行だとか、そういうので大分5月に中学校がやるというのは増えてきています。

○出張委員

やはりいろいろあるのですね。

保護者の意向で、春と秋で小学校と中学校の運動会を分けてほしい。要するに中学生と小学生の子どもがいる場合、同じ日に実施されると、両方は見られないので分けてほしいという意見があると伺っています。どうもありがとうございます。

あと、エピペンのお話ですが、エピペンを刺すのはなかなか勇気がいりますね。お尻のあたりに刺すのだけ。

私の大学にもエピペンを持っている学生がいます。まず、最初の授業で確認しています。

学生はかばんの分かるところに入れてあります。お蔭様で私のところでは年齢も高くなっているので授業中にエピペンを使ったことはないですね。

話が長くなりますが、平成24年だったでしょうか、調布で起こったことを記憶しています。給食でチジミが出されました。本来のチジミにはそば粉が入っていたのですが、そばアレルギーのこどもがいたのです。それで、給食の方も担任の先生もそのことを分かっていて、そば粉を除いたチジミを用意して、そのこどもは食べたのです。

でも、その日、たまたまチジミがいっぱい余ってしまって、それで担任の先生が誰か食べないと聞いたところ、その子も手を挙げたのですね、担任の先生はそば粉のことを忘れ、食べさせたらアレルギーが出て、亡くなるという事故が起きました。それから教員研修でエピペンを使用した研修を定期的にやるようになってはいるはずですが、違いますか。やっていますよね。

だから、今後は医師会との協力も得ながら、研修をやっていくことが大事なことだと思います。なかなかこういう研修は一度やれば良いわけではないで、何度かやりながら、やはり教員自身の意識を高めていく必要があると思います。

あともう一つは、学習指導要領もそろそろ改訂で、中間まとめなども出てきているところですが、SNSやAIに関しては、学習指導要領の改訂を待っていては間に合わないように感じます。中間まとめを見ますと、道徳に入れていくということなどが公表してきているわけですが、情報モラルのところをしっかりとやっていく必要があると思います。

何でそんなことを思ったかというと、栃木の事件で高校生が関係者となっている。要するに若者が実行役になってきてしまっている。本来であれば、善悪の判断を高校生ぐらいだと思ってほしいのですが、なかなかまだ若い高校生もいます。ですから、早めの段階で小学校、中学校段階でもSNSの使い方などについてご指導いただいているとありがたいと思います。

○教育長

ほかにご意見、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、次の日程に移ります。

日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第2は、「議案審議」でございます。

本日は第12号議案の計1件のご審議をお願いいたします。

それでは、議案を読み上げます。

第12号議案 大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則。

○教育長

それでは、ただいまの議案について、事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

では、私のほうから簡潔に説明させていただきたいと思います。

本件なのですけれども、大田区教育委員会の専用印を加えるというものでございます。加えさせていただく理由といたしましては、今年度の4月1日から教育総務課、教育地域推進担当の執務室を本庁のほうに移させていただいたことが主な理由となっております。

こちらでの専用印を使わせていただく機会は、おおむね1万7,000件ほどございますので、やはり事務室を行ったり来たりというような人間の運用だけではなかなか難しいということから、今回、公印規則を改正させていただいて、専用印を追加させていただきたいというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

それでは、ただいまの説明に対してご意見、ご質問はございますでしょうか。

○出張委員

このような例は、ほかのことでも結構あるのですか。いろいろなところに部署が点在している場合だと、その都度、その長のところに行くのは御苦労なことです。

○教育総務課長

教育委員会内で、図書館のほうに置いたりですとか、そういった事例もございまして、教育委員会に限らず、いろいろな部局で同様の規則改正などをやらせていただいているところでございます。

○出張委員

分かりました。ありがとうございます。

○教育長

よろしいでしょうか。

ほかに。

○北内委員

実務上、必要な変更だと思いますので、私は賛同いたします。

○教育総務課長

ありがとうございます。

○教育長

よろしいでしょうか。

それでは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長

それでは、第 12 号議案につきましては、原案のとおり決定いたします。

本日の日程は以上となります。

これをもちまして、令和 8 年第 5 回教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。

令和8年 第5回 教育委員会 定例会 5月25日(月) 午後2:00～

教育委員会室

<教育長の報告事項>

<部課長の報告事項>

☐教育総務部長

☐参事（教育施設担当）

☐教育総務課長

☐教育施設担当課長

☐副参事（教育地域力担当）

☐副参事（教育施設調整担当）

☐副参事（教育・地域政策連携調整担当）

☐副参事（法務担当）

☐学務課長

☐学校健康推進担当課長

☐指導課長

☐指導企画担当課長

☐学校支援担当課長

☐教育センター所長

☐幼児教育センター所長

☐大田図書館長

令和 8 年 5 月 25 日

令和 8 年第 5 回教育委員会定例会日程

日程第 1 教育長の報告事項

日程第 2 議案審議

第 12 号議案 大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

第12号議案

大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年5月25日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

大田区教育委員会公印規則（平成10年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「管理者は、前項の規定により印影を保存する場合において、」の次に「専用大田区教育委員会印、」を加える。

別表第1を次のように改める。

公印名	番号	書体	寸法	用途	公印管理者
大田区教育委員会印	1	てん書	方21ミリメートル	一般文書用（電子計算組織による印影出力用を含む。）	教育総務課長
	1の3	同	方30ミリメートル	表彰用	同
大田区教育委員会事務局印	2	同	同	一般文書用	同
大田区教育委員会教育長印	5	同	方21ミリメートル	同	同
	5の2	同	方30ミリメートル	表彰用	同
専用大田区教育委員会教育	6の11	同	方21ミリメートル	文化財保護に関する事務の一般文書用	大田図書館文化財担当係長

長印	6 の 1 2	同	同	教育センターの一般 文書用	教育センター所 長
大田区教育委 員会教育長職 務代理者印	7	同	同	一般文書用	教育総務課長
専用大田区教 育委員会教育 長職務代理者 印	8 の 1 1 2	同	同	文化財保護に関する 事務の一般文書用	大田図書館文化 財担当係長
大田区教育委 員会事務局 長印	9	同	同	一般文書用	教育総務課長
大田区教育委 員会事務局 (担当) 課長 印	10	同	同	同	各(担当) 課長
大田区教育委 員会割印	11	同	長径 30 ミリ メートル 短径 15 ミリ メートル	同	教育総務課長
大田区立大田 図書館印	17	同	方 30 ミリメ ートル	同	大田図書館長
大田区立大田	18	同	方 21 ミリメ	同	同

図書館長印			一トル		
専用大田図書館 館長印	19	同	同	文化財保護に関する 事務の一般文書用	大田図書館文化 財担当係長
大田区立学校 印	24	同	方30ミリメ 一トル	一般文書用	校長
大田区立学校 長印	25	同	方21ミリメ 一トル	同	同
大田区立学校 長職務代理者 印	26	同	同	同	同
大田区立学校 割印	27	同	長径30ミリ メートル 短径15ミリ メートル	同	同
附属機関代表 者印	34	同	方21ミリメ 一トル	同	左記機関と直接 連絡のある課の 課長
大田区立教育 センター印	35	同	方30ミリメ 一トル	同	教育センター所 長
大田区立教育 センター所長 印	36	同	方21ミリメ 一トル	同	同
大田区立幼児 教育センター	37	同	方30ミリメ 一トル	同	幼児教育センタ ー所長

印					
大田区立幼児 教育センター 所長印	38	同	方21ミリメ ートル	同	同
専用大田区教 育委員会印	39	同	同	教育総務課教育地域 力推進担当の一般文 書用	教育総務課教育 地域力推進担当 係長のうち、教 育総務課長が予 め指定した者

別表第2を次のように改める。

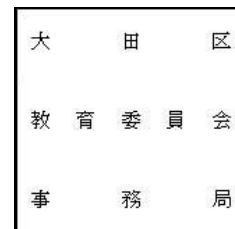
1・1の3



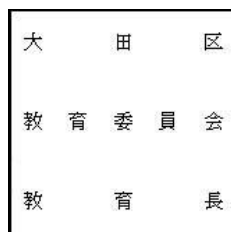
1の3



2



5・5の2



5の2



6の11



6の12

7

8の11

教 育 セ ン タ ー
大 田 区
教 育 委 員 会
教 育 長
専 用

8 の 12

大 田 区
教 育 委 員 会
教 育 長
職 務 代 理 者

9

文 化 財 担 当
大 田 区
教 育 委 員 会
教 育 長
職 務 代 理 者
専 用

10

教 育 セ ン タ ー
大 田 区
教 育 委 員 会
教 育 長
職 務 代 理 者
専 用

11

大 田 区
教 育 委 員 会
事 務 局
何 々 部 長

17

大 田 区
教 育 委 員 会
事 務 局
何 々（担当）課長

18

大 田 区
教 育 委 員 会
割 印

19

大 田 区 立
大 田 図 書 館

24

大 田 区 立
大 田 図 書 館 長

25

文 化 財 担 当
大 田 区 立
大 田 図 書 館 長
専 用

26

大 田 区 立
何 々 学 校

27

大 田 区 立
何 々 学 校 長

34

大 田 区 立
何 々 学 校 長
職 務 代 理 者

35

大 田 区
何 々 学 校 区
割 印 立

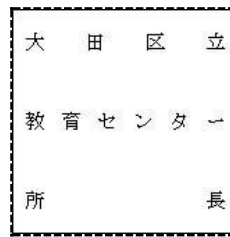
36

大 田 区
何 々（委員会、
審 議 会 等）長

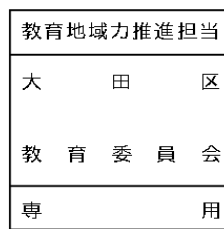
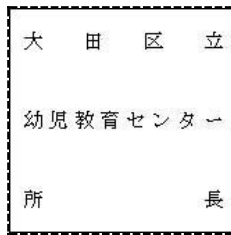
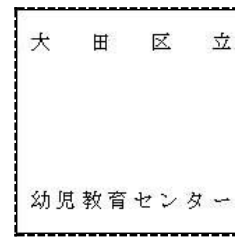
37



38



39



別記第5号様式中、公印名及び印影の表の最左列に「専用大田区教育委員会印」の列を加える。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の大田区教育委員会公印規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、引き続きこれを使用することができる。

(提案理由)

専用大田区教育委員会印を新調するため、規則を改正する必要があるので、この案を提出する。

大田区教育委員会公印規則（平成10年教育委員会規則第11号）新旧対照表

新						旧					
○大田区教育委員会公印規則 平成10年 3 月 31 日 教育委員会規則第11号 第 1 条から第 6 条まで （現行のとおり） （印影の保存） 第 7 条 （現行のとおり） 2 管理者は、前項の規定により印影を保存する場合において、 <u>専用大田区教育委員会印</u> 、専用大田区教育委員会教育長印及び専用大田区教育委員会教育長職務代理者印については、印影報告書（別記第 5 号様式）により、その印影を 4 月 5 日までに教育総務課長に報告しなければならない。 3 （現行のとおり） 第 8 条から第15条まで （現行のとおり） <u>付 則</u> <u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u> <u>2 改正前の大田区教育委員会公印規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、引き続きこれを使用することができる。</u>						○大田区教育委員会公印規則 平成10年 3 月 31 日 教育委員会規則第11号 第 1 条から第 6 条まで （略） （印影の保存） 第 7 条 （略） 2 管理者は、前項の規定により印影を保存する場合において、 <u>専用大田区教育委員会教育長印及び専用大田区教育委員会教育長職務代理者印</u> については、印影報告書（別記第 5 号様式）により、その印影を 4 月 5 日までに教育総務課長に報告しなければならない。 3 （略） 第 8 条から第15条まで （略）					
別表第 1 （第 2 条関係）						別表第 1 （第 2 条関係）					
公印名	番号	書体	寸法	用途	公印管理者	公印名	番号	書体	寸法	用途	公印管理者
大田区教育委員会印	1	てん書	方 21 ミリメートル	一般文書用（電子計算組にる印出力を含む。）	教育総務課長	大田区教育委員会印	1	てん書	方 21 ミリメートル	一般文書用（電子計算組にる印出力を含む。）	教育総務課長
	1 の 3	同	方 30 ミリメートル	表彰用	同		1 の 3	同	方 30 ミリメートル	表彰用	同

新						旧							
			一 トル						一 トル				
大田区教育委員会事務局印	2	同	同	一 文 用	般 書	同	大田区教育委員会事務局印	2	同	同	一 文 用	般 書	同
大田区教育委員会教育長印	5	同	方 2 ミ リ メ ー トル	同		同	大田区教育委員会教育長印	5	同	方 2 ミ リ メ ー トル	同		同
	5 の 2	同	方 3 0 ミ リ メ ー トル	表 用	彰	同		5 の 2	同	方 3 0 ミ リ メ ー トル	表 用	彰	同
専用大田区教育委員会教育長印	6 の 1	同	方 2 ミ リ メ ー トル	文 財 護 関 る 務 一 文 用	化 保 に す 事 の 般 書	大田図書館文化財担当係長	専用大田区教育委員会教育長印	6 の 1	同	方 2 ミ リ メ ー トル	文 財 護 関 る 務 一 文 用	化 保 に す 事 の 般 書	大田図書館文化財担当係長
	6 の 1 2	同	同	教 セ タ の 般 書 用	育 ン ー 一 文 書	教育センター所長		6 の 1 2	同	同	教 セ タ の 般 書 用	育 ン ー 一 文 書	教育センター所長
大田区教育委員会教育長職務代理者印	7	同	同	一 文 用	般 書	教育総務課長	大田区教育委員会教育長職務代理者印	7	同	同	一 文 用	般 書	教育総務課長
専用大田区教育委員会教育長印	8 の 1	同	同	文 財 護	化 保 に	大田図書館文化財担当係長	専用大田区教育委員会教育長印	8 の 1	同	同	文 財 護	化 保 に	大田図書館文化財担当係長

新						旧					
長 職 務 代 理 者 印				関 る 務 一 文 用	す 事 の 般 書	長 職 務 代 理 者 印				関 る 務 一 文 用	す 事 の 般 書
	8 の 1 2	同	同	教 セ タ の 般 書 用	育 セ ン ー 一 文 書 用		8 の 1 2	同	同	教 セ タ の 般 書 用	育 セ ン ー 一 文 書 用
大 田 区 教 育 委 員 会 事 務 局 部 長 印	9	同	同	一 文 用	般 書 長	大 田 区 教 育 委 員 会 事 務 局 部 長 印	9	同	同	一 文 用	般 書 長
大 田 区 教 育 委 員 会 事 務 局（担 当）課長印	10	同	同	同	各（担当）課 長	大 田 区 教 育 委 員 会 事 務 局（担 当）課長印	10	同	同	同	各（担当）課 長
大 田 区 教 育 委 員 会 割 印	11	同	長 径 3 0 ミ リ メ ー ト ル 短 径 1 5 ミ リ メ ー ト ル	同	教 育 総 務 課 長	大 田 区 教 育 委 員 会 割 印	11	同	長 径 3 0 ミ リ メ ー ト ル 短 径 1 5 ミ リ メ ー ト ル	同	教 育 総 務 課 長
大 田 区 立 大 田 図 書 館 印	17	同	方 3 0 ミ リ メ ー ト	同	大 田 図 書 館 長	大 田 区 立 大 田 図 書 館 印	17	同	方 3 0 ミ リ メ ー ト	同	大 田 図 書 館 長

新						旧					
			ル					ル			
大田区立 大田図書館 館長印	18	同	方 2 1 ミ リ メ ー ト ル	同	同	大田区立 大田図書館 館長印	18	同	方 2 1 ミ リ メ ー ト ル	同	同
専用大田 図書館長 印	19	同	同	文 化 財 保 護 に 関 す る 務 一 文 用	大田図書館 文化財担当 係長	専用大田 図書館長 印	19	同	同	文 化 財 保 護 に 関 す る 務 一 文 用	大田図書館 文化財担当 係長
大田区立 学校印	24	同	方 3 0 ミ リ メ ー ト ル	一 般 文 書 用	校長	大田区立 学校印	24	同	方 3 0 ミ リ メ ー ト ル	一 般 文 書 用	校長
大田区立 学校長印	25	同	方 2 1 ミ リ メ ー ト ル	同	同	大田区立 学校長印	25	同	方 2 1 ミ リ メ ー ト ル	同	同
大田区立 学校長職 務代理者 印	26	同	同	同	同	大田区立 学校長職 務代理者 印	26	同	同	同	同
大田区立 学校割印	27	同	長 径 3 0 ミ リ メ ー ト ル	同	同	大田区立 学校割印	27	同	長 径 3 0 ミ リ メ ー ト ル	同	同

新						旧					
			短 径 1 5 ミ リ メ ー ト ル						短 径 1 5 ミ リ メ ー ト ル		
付 属 機 関 代表者印	34	同	方 2 1 ミ リ メ ー ト ル	同	左記機関と 直接連絡の ある課の課 長	付 属 機 関 代表者印	34	同	方 2 1 ミ リ メ ー ト ル	同	左記機関と 直接連絡の ある課の課 長
大 田 区 立 教 育 セ ン タ ー 印	35	同	方 3 0 ミ リ メ ー ト ル	同	教 育 セ ン タ ー 所 長	大 田 区 立 教 育 セ ン タ ー 印	35	同	方 3 0 ミ リ メ ー ト ル	同	教 育 セ ン タ ー 所 長
大 田 区 立 教 育 セ ン タ ー 所 長 印	36	同	方 2 1 ミ リ メ ー ト ル	同	同	大 田 区 立 教 育 セ ン タ ー 所 長 印	36	同	方 2 1 ミ リ メ ー ト ル	同	同
大 田 区 立 幼 児 教 育 セ ン タ ー 印	37	同	方 3 0 ミ リ メ ー ト ル	同	幼 児 教 育 セ ン タ ー 所 長	大 田 区 立 幼 児 教 育 セ ン タ ー 印	37	同	方 3 0 ミ リ メ ー ト ル	同	幼 児 教 育 セ ン タ ー 所 長
大 田 区 立 幼 児 教 育 セ ン タ ー 所 長 印	38	同	方 2 1 ミ リ メ ー ト ル	同	同	大 田 区 立 幼 児 教 育 セ ン タ ー 所 長 印	38	同	方 2 1 ミ リ メ ー ト ル	同	同

新					旧							
専用大田39 区教育委 員会印		同	同	教 育 総 務 課 教 育 地 域 力 推 進 担 当 係 の 一 般 文 書用								
別表第2（第2条関係）					別表第2（第2条関係）							
1・1の3		1の3		2	1・1の3		1の3		2			
大 田 区		教 育 委 員 会		大 田 区 教 育 委 員 会 事 務 局	大 田 区		教 育 委 員 会		大 田 区 教 育 委 員 会 事 務 局			
5・5の2		5の2		6の11	5・5の2		5の2		6の11			
大 田 区		教 育 委 員 会		大 田 区 教 育 委 員 会 教 育 長	大 田 区		教 育 委 員 会		大 田 区 教 育 委 員 会 教 育 長			
6の12		7		8の11	6の12		7		8の11			
教 育 セ ン タ ー		大 田 区		文 化 財 担 当	教 育 セ ン タ ー		大 田 区		文 化 財 担 当			
大 田 区		教 育 委 員 会		大 田 区 教 育 委 員 会 教 育 長	大 田 区		教 育 委 員 会		大 田 区 教 育 委 員 会 教 育 長			
教 育 委 員 会		教 育 長		職 務 代 理 者	教 育 委 員 会		教 育 長		職 務 代 理 者			
教 育 長		職 務 代 理 者		専 用	教 育 長		職 務 代 理 者		専 用			
8の12		9		10	8の12		9		10			
教 育 セ ン タ ー		大 田 区		大 田 区	教 育 セ ン タ ー		大 田 区		大 田 区			
大 田 区		教 育 委 員 会		教 育 委 員 会	大 田 区		教 育 委 員 会		教 育 委 員 会			
教 育 委 員 会		事 務 局		事 務 局	教 育 委 員 会		事 務 局		事 務 局			
教 育 長		何 々 部 長		何 々（担当）課長	教 育 長		何 々 部 長		何 々（担当）課長			
職 務 代 理 者		何 々 部 長		何 々（担当）課長	職 務 代 理 者		何 々 部 長		何 々（担当）課長			
専 用		専 用		専 用	専 用		専 用		専 用			

新			旧		
11	17	18	11	17	18
大田区立 教育委員会 田区 会 割 印	大田区立 大田図書館	大田区立 大田図書館長	大田区立 教育委員会 田区 会 割 印	大田区立 大田図書館	大田区立 大田図書館長
19	24	25	19	24	25
文化財担当 大田区立 大田図書館長 専	大田区立 用 何々学校	大田区立 何々学校長	文化財担当 大田区立 大田図書館長 専	大田区立 用 何々学校	大田区立 何々学校長
26	27	34	26	27	34
大田区立 何々学校長 職務代理者	大田区立 何々学校区 割 印	大田区 何々（委員会、 審議会等）長	大田区立 何々学校長 職務代理者	大田区立 何々学校区 割 印	大田区 何々（委員会、 審議会等）長
35	36	37	35	36	37
大田区立 教育センター所	大田区立 教育センター 長	大田区立 幼児教育センター	大田区立 教育センター所	大田区立 教育センター 長	大田区立 幼児教育センター
38	39		38		
大田区立 幼児教育センター 所	教育地域力推進担当 大田区 教育委員会 専		大田区立 幼児教育センター 所		

別記第1号様式から第4号様式まで（現行のとおり）

変更後

第 5 号様式（第 7 条関係）

発第 号
年 月 日

印 影 報 告 書

教育総務課長 様

所 属
公印管理者 職氏名

年 月 日現在の印影を次のとおり報告します。

公印名	<u>専用大田区教育委員会 印</u>	専用大田区教育委員会 教育長 印	専用大田区教育委員会 教育長職務代理者 印
印 影			

担 当
電話番号

変更前

第5号様式（第7条関係）

発第 号
年 月 日

印 影 報 告 書

教育総務課長 様

所 属
公印管理者 職氏名

年 月 日現在の印影を次のとおり報告します。

公印名	専用大田区教育委員会 教育長 印	専用大田区教育委員会 教育長職務代理者 印
印 影		

担 当
電話番号

第 6 号様式から第11号様式まで （現行のとおり）